

～ 地域の防災力向上にご協力ください ～

ブロック塀等 改修工事費助成

道路沿いに設置された高さ1.0m以上のブロック塀等を、安全な工作物等に改修するための費用の一部を補助する制度を**10月1日より開始**します。茅ヶ崎市の補助制度を、是非ご利用ください。

道路の幅員が**4.0m以上**の場合（建築基準法 42 条 1 項道路）

高さ1.0m以上のブロック塀等を撤去し、生け垣又はフェンスを設置する場合、**10月1日から開始する「沿道景観形成事業」**にて、工事費用の一部を補助します。

道路の幅員が**4.0m未満**の場合（建築基準法 42 条 2 項道路）

幅員4m未満の道路に接する土地の場合は、原則、道路の中心から2mずつ後退する等して、道路を4m以上に拡幅する必要があり、後退用地を市に譲渡することをお願いしています。

この場合、道路沿いのブロック塀等、工作物については、「**狭あい道路整備事業**」にて、一部を補償させていただいております。

ご注意ください！

塀の倒壊に起因する損害は、原則所有者の責任となってしまいます。安全確認のため、ブロック塀の点検をお願いします。

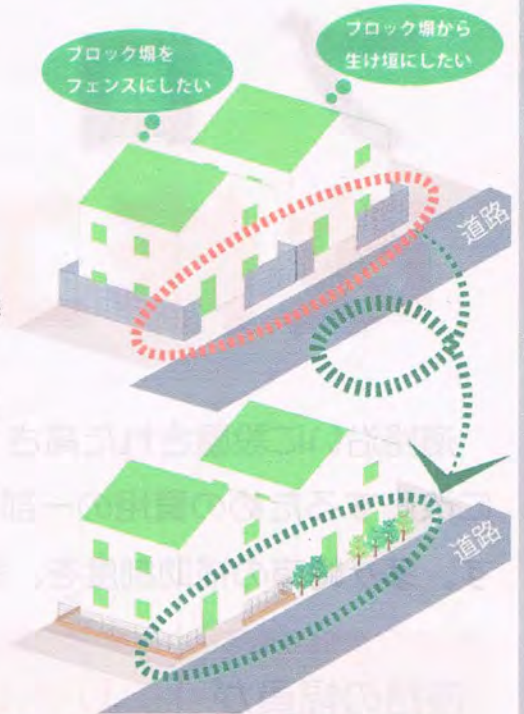


詳しくは裏面をご確認ください。



沿道景観形成事業

- 内容** : ブロック塀等の撤去、それに替わる生け垣やフェンス等の新設に要する費用の一部を補助
- 補助額** : 工事費の1/2を補助
 撤去: 上限20万円
 新設: 上限10万円
- 対象** : 幅員4.0m以上の道路沿いのブロック塀、万年塀、大谷石等の撤去
 ※ただし、過去10年以内に市の補助を受けて、設置したものは除く。
 高さが1.0m以上かつ長さが1.0m以上のもの
 新たにブロック塀等を設置する場合は、高さ0.6m以下(ブロック3段積み程度)
- 期限** : **申込期限**: 平成30年12月28日
 工事完了期限: 平成31年2月28日
 ※平成30年6月18日以降、9月30日までにブロック塀等の改修工事を行った方については、特例として事後申請による補助を行います。条件等がありますので、詳細は景観みどり課まで問い合わせください。



窓口: 茅ヶ崎市都市部景観みどり課 ☎82-1111(内2331~2334)



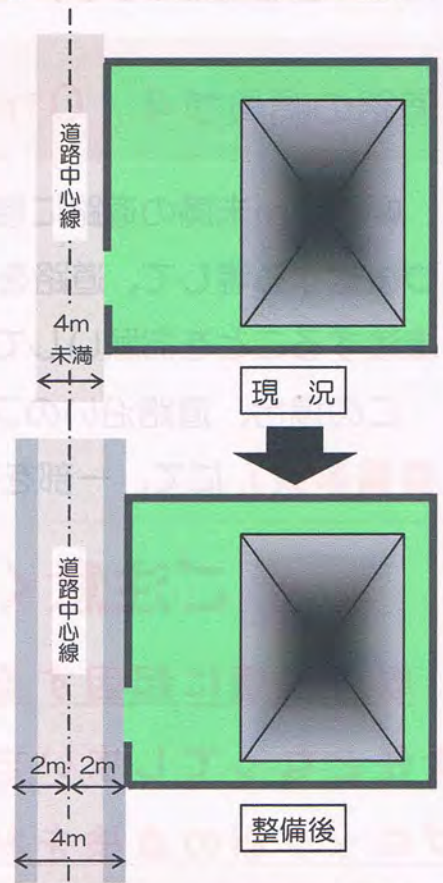
狭あい道路整備事業

- 内容** : 狭あい道路に接する敷地における、後退用地の譲渡及び、後退用地内にあるブロック塀等の工作物の除却に対する補償

- 譲受価格** : 後退用地について、有償譲渡、寄付、無償使用のいずれかを選択し、有償譲渡の場合は以下の価格で譲り受けます。

地域		1m ² あたりの価格
市街化区域	商業地域	78,700円
	近隣商業地域	31,200円
	その他の地域	25,000円
市街化調整区域		12,500円

- 補償** : 後退用地内にあるブロック塀等の工作物については、別に定める基準により補償を行います。



窓口: 茅ヶ崎市建設部道路管理課 管理担当 ☎82-1111(内1324~1325)